

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

| 改正案               |   |       |                            | 現行                |   |       |                            |
|-------------------|---|-------|----------------------------|-------------------|---|-------|----------------------------|
| 別表(第2条、第5条、第8条関係) |   |       |                            | 別表(第2条、第5条、第8条関係) |   |       |                            |
| 項                 | 手数料を徴収する事務  | 単位    | 手数料の金額                     | 項                 | 手数料を徴収する事務  | 単位    | 手数料の金額                     |
| (略)               | (略)   | (略)   | (略)                        | (略)               | (略)   | (略)   | (略)                        |
| 65                | <p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべ</p> | (略)   | 次に掲げる額を合計した額(第3号及び第4号を除く。) | 65                | <p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> | (略)   | 次に掲げる額を合計した額(第3号及び第4号を除く。) |
|                   |   | 1件につき | 10,000円                    |                   |   | 1件につき | 10,000円                    |

|    |   |       |                   |    |   |       |                   |
|----|---|-------|-------------------|----|---|-------|-------------------|
|    | <p>き基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。)Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、<u>共同住宅の共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。</u>)の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>                               | (略)   | (略)               |    |   |       |                   |
| 66 | <p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同住宅(<u>誘導基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。</u>)の共用部分の床面積の合計が<u>200平方メートル以内のもの</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> | 1件につき | 111,000円          | 66 | <p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同住宅の共用部分の床面積の合計が<u>100平方メートル以内のもの</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> | 1件につき | 111,000円          |
| 67 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53</p>  |       | 次に掲げる額を合計した額(第5号を | 67 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53</p>  |       | 次に掲げる額を合計した額(第5号を |

号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア (略)

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ並びに68の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満の

除く。)

(略)

(略)

一の建築物につき 11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア (略)

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(略)

(略)

一の建築物につき 11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

|   |          |   |  |   |          |   |  |
|---|----------|---|--|---|----------|---|--|
| もの  |          |   |  |   |          |   |  |
| (イ) (略)   | (略)      | (略)   |  | (イ) (略)   | (略)      | (略)   |  |
| ウ (略)   | (略)      | (略)   |  | ウ (略)   | (略)      | (略)   |  |
| (2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの |          |   |  | (2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの |          |   |  |
| ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額                            |          |   |  | ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額  |          |   |  |
| (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの                                     | 一の建築物につき | 40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 |  | (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの   | 一の建築物につき | 40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 |  |
| (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの                          | 一の建築物につき | 44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 |  | (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの  | 一の建築物につき | 44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 |  |

|    |   |  |   |    |   |  |   |  |
|----|---|--|---|----|---|--|---|--|
|    | <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> | <p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p> <p>(略)</p> | <p>80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> |    | <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> | <p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p> <p>(略)</p> | <p>80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> |  |
| 68 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準</p>                   | <p>(略)</p>                                 | <p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>(略)</p>  | 68 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準</p>                   | <p>(略)</p>                                 | <p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>(略)</p>  |  |

等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円

等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円

|  |                                      |     |     |  |                                      |     |     |
|--|--------------------------------------|-----|-----|--|--------------------------------------|-----|-----|
|  | 方メートル以上500平方メートル以内のもの<br>(4)・(5) (略) | (略) | (略) |  | 方メートル以上500平方メートル以内のもの<br>(4)・(5) (略) | (略) | (略) |
|--|--------------------------------------|-----|-----|--|--------------------------------------|-----|-----|